

**ユーキヤンの登録販売者 速習テキスト&重要過去問題集 第4版**  
**「試験問題の作成に関する手引き(令和7年4月一部改訂)」公表に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記載内容について、「試験問題の作成に関する手引き(令和7年4月一部改訂)」の公表に伴い、以下のようないい處がございますので、お知らせいたします。

■「第4版 第1刷(2024年9月6日)」をお持ちの方

該当頁／箇所	変更前	変更後
P173／本文／13行目	中性脂肪が150mg/dL以上	中性脂肪が空腹時150mg/dL以上
P180／本文／4行目	より生じる生活習慣病で、	より生じ、
P312／本文／下から7行 目の上	<p style="color: green;">下記の記述を追加</p> <p style="color: orange;">⌚ 紅麹関連製品による健康被害を受けての対応</p> <p>令和6年3月に発生した紅麹関連製品による健康被害を受けて、以下の対応が図られた</p> <p>（食品表示基準の改正による対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆機能性表示食品の届出者の遵守事項として、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る）を把握した場合は、当該食品と因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等に情報提供すること</li> <li>◆機能性表示食品の届出者の遵守事項として、機能性表示を行う天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品はGMPに基づく製造管理をすること</li> </ul> <p>（行政通知による対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆特定保健用食品の許可等の要件として、健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品に起因する等と診断されたものに限る）に関する情報を収集し、その発生及び拡大のおそれがある旨の情報を都道府県知事等に速やかに提供するとともに消費者庁長官に提供する体制を整備していること</li> </ul>	
P313／用語／4行目の下	<p style="color: green;">下記の記述を追加</p> <p>【天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品】いわゆるサプリメントのこと</p> <p>【GMP】Good Manufacturing Practiceの略。当該GMPは食品の適正製造規範のこと</p>	
P315／表／事実に反する認識を得させるおそれがある広告／5段目／左列／2行目	自己治療が可能であると表現	自己治療が可能であるかのように表現
P373／本文／5行目	法第68条の2の5第1項	法第68条の2の6第1項
P374／本文／下から11行目	法第68条の2の5第3項	法第68条の2の6第3項
P378／本文／下から6行目	法第68条の2の5第2項	法第68条の2の6第2項
P385／本文／5行目	殺虫剤・殺鼠剤	殺虫剤・殺鼠剤（人体に直接使用するものを除く）
P385／囲み「救済制度の対象とならないケース」の下	<p style="color: green;">下記の記述を追加</p> <p>※人体に直接使用する殺虫剤（例：シラミの駆除に用いるもの）はあるが、人体に直接使用する殺鼠剤はない。</p>	
別冊／P22／問191／2行目	殺虫剤・殺鼠剤	殺虫剤・殺鼠剤（人体に直接使用するものを除く）